

コロナ関係での金融支援、給付金、助成金など一覧です。支援策がいっぱいあります。新しいものがどんどん出てきていますので、皆様、どうかネットでご確認ください。キーワードは、「コロナ」「支援」「助成金」「給付金」「延納」「免除」などです。

### ★納税の猶予：国税庁

一定の条件に該当することが認められると原則1年間猶予され、延滞税免除、担保不要。

### ★持続化給付金：経済産業省

法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183（平日・休日 9:00～17:00）

#### 【給付対象者】

・中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

※資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とする。また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となる（※4/13 追記）

#### 【給付額】

前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人は100万円以内を支給。

### ★資金繰り支援：中小企業庁

これまでの資金繰り支援策をさらに拡充し、政府系金融機関・信用保証協会の既往債務を実質無利子融資に借換できるようにします。実質無利子・無担保、最大5年間元本据え置き融資制度を民間金融機関でも新たに受けられるようにします。

中小企業 金融・給付金相談窓口

受付時間：平日・休日ともに、9時00分～17時00分

直通番号：03-3501-1544※おかけ間違いに御注意ください

### ★新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール（返済額の削減）

中小企業庁

（お問い合わせ先）

中小企業庁金融課

担当者：鈴木、横田、渡邊

電話：03-3501-1511(内線 5271～5)  
03-3501-2876(直通)

以下についても支援策が公表されています。

★社会保険料

問い合わせ⇒年金事務所

★国民健康保険料

問い合わせ⇒市役所

★国民年金

問い合わせ⇒市役所